

岩手県告示第167号

悪臭防止法の規定による規制地域及び規制基準（平成24年岩手県告示第244号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 臭気指数による規制地域</p> <p>矢巾町の区域のうち次に掲げる地域</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第2種区域（別図に示す地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として<u>平成29年12月1日</u>現在において同法の規定により定められている区域）</p> <p>[略]</p>	<p>1 臭気指数による規制地域</p> <p>矢巾町の区域のうち次に掲げる地域</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第2種区域（別図に示す地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として<u>令和4年3月29日</u>現在において同法の規定により定められている区域）</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	